

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課）

項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置			
税目	登録免許税（租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第5項）			
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する（令和6年3月31日まで）</p>			
	<p>【制度概要】 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税を以下のとおり軽減する。</p>			
	不動産の所有権 移転の登記	合併による移転 の登記	通常税率	計画認定による 軽減税率
		分割による移転 の登記	0.4%	0.2%
		その他の原因に よる移転の登記	2.0%	0.4%
		2.0%	1.6%	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲3,000 百万円) (— 百万円)		

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡やM&Aなど）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による売上等を受け、足下で廃業も視野に入れつつM&Aを希望する比較的リスクの高い案件が増加している。こうした案件については、M&Aに伴うリスクを遮断するため、引き継ぐ権利義務の範囲を個別に画定する事業譲渡や、引き継ぐ事業を選別する会社分割といった手法がとられることも多いと考えられる。</p> <p>本税制措置は平成30年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日 閣議決定） 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出</p> <p>感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。</p>		
	今回関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p>

		《政策分野》 ①新たな価値の創出による需要の開拓																		
	政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。																		
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年3月31日まで																		
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ																		
	政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者附則を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <table border="1"> <caption>休廃業・解散件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>34,800</td></tr> <tr><td>14</td><td>33,475</td></tr> <tr><td>15</td><td>37,548</td></tr> <tr><td>16</td><td>41,162</td></tr> <tr><td>17</td><td>40,909</td></tr> <tr><td>18</td><td>46,724</td></tr> <tr><td>19</td><td>43,348</td></tr> <tr><td>20</td><td>49,698</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料：東京商工リサーチ「旧廃業・解散企業」動向調査)</p>	年	件数	13	34,800	14	33,475	15	37,548	16	41,162	17	40,909	18	46,724	19	43,348	20	49,698
年	件数																			
13	34,800																			
14	33,475																			
15	37,548																			
16	41,162																			
17	40,909																			
18	46,724																			
19	43,348																			
20	49,698																			
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】 令和4年 4件 令和5年 4件 (いずれも令和2年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p> <p>【減収額】 令和4年 116百万円 令和5年 116百万円 (いずれも令和2年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>																		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。																		

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制、所得拡大税制）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・世代交代集中支援事業（令和3年度当初予算（16.2億円）） ・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和2年度第3次補正予算（56.6億円）） ・事業承継総合支援事業（令和3年度当初予算 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 95.0億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
	要望の措置の妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。また、経営者の高齢化や後継者不足、直近では新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等を背景にして休廃業・解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成30年度 7件 令和元年度 13件 令和2年度 4件</p> <p>【減収額（認定実績より推計）】</p> <p>平成30年度 9,250万円 令和元年度 18,210万円 令和2年度 11,580万円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
	前回要望時の達成目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を

		有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
これまでの要望経緯		平成30年度 創設 令和2年度 2年延長